

派遣やパート、契約社員など、「非正規」で働く女性を取り巻く状況が厳しさを増している。もしも雇用調整の対象になったら、必要に応じて相談機関に連絡をとりながら冷静に対応することが大切だ。事前に知識も身に付けておきたい。

(古沢由紀子)

東京都内の大手メーカー関連会社で派遣社員として働くA子さん(54)は、1月末、「2月までの契約で終了とし、更新はない」と、派遣元から言い渡された。昨年6月からこの会社で働き、貿易事務を担当。3か月ごとの契約更新だったが、「長期で働いてもらいたい」と言われていた。

海外からの受注が前年の3割程度に落ち込み、会社が大変なのはわかってはいたが、「最低1年は働けると思っていた。まさか、自分が雇い止めになるとは」と、Aさんは動揺を隠せない。派遣会社には新しい派遣先を探さよう頼んであるが、年齢が高いこともあるのか、見通しは立っていない。

政府の統計によると、働く女性の半数以上はパート、派遣などの非正規労働者。年度末にかけ、大量の失職者が出る懸念が懸念されている。

東京都が都内6か所に開設する労働相談情報センターでは、1月の相談件数が前年同期より3割増えた。「長期でと言われコールセンターに派遣されていたが、契約更新されず雇い止め

「非正規」の契約問題 相談を

3/5 Ye

になった」「3月までだった情報通信会社への派遣契約を突然解除された」など、非正規の女性からの深刻な相談も相次いでいる。

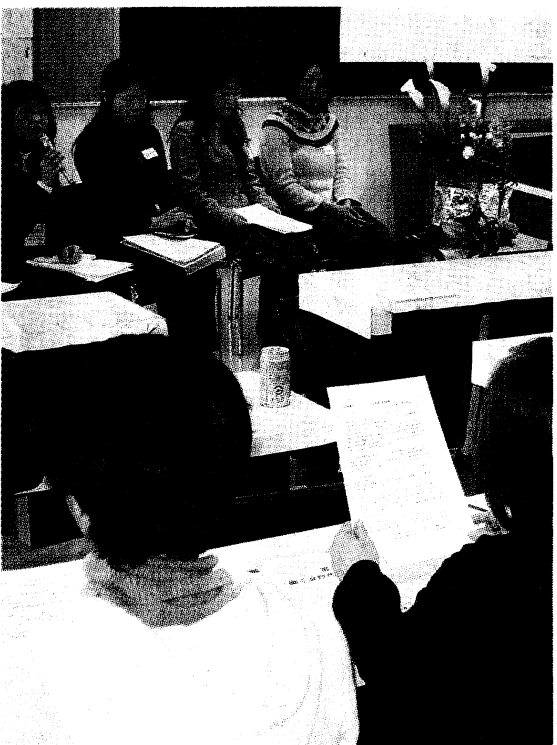
中途での契約解除については「派遣会社に新しい仕事を紹介するよう要求し、見つからなければ、契約期間中は平均賃金の6割以上を休業手当として受けられる」と同センターの関口広行さん。応じない場合、センタ

ーの職員が間に入り解決することもある。

A子さんのように、実質は長期の仕事という前提でも、3か月の契約更新を重ねている派遣労働者は多い。形式上、契約終了という場合条件は厳しいが、交渉の余地があるケースもある。

非正規労働者らを支援する「派遣ユニオン」によると、最近、3か月で雇い止めになった派遣社員が、当初口頭で「6か

● 途中解除なら休業手当 ● 口頭の約束はメモに



「働く女性の全国センター」の総会では、パートや派遣で働く女性たちから切実な声が相次いだ(神奈川県藤沢市で)

月以上働いて」と言われていたことを理由に交渉し、残り3か月の賃金相当額を支払わせた事例があった。「最初に『どのくらいの期間働けるのか』『長期とはどのくらいなのか』と聞き、メモに残しておくのが重要」と、派遣ユニオン書記長の関根秀一郎さんは話す。

育児休業の取得を理由に職を失うケースもある。都内のIT企業に勤めるB子さん(41)は約2年半、契約社員として貿易事務の仕事をしてきた。妊娠を告げたとたん、人事担当の態度が硬化。その後1年間の育児休業を取ることは渋々認めたが、最近になり「4月の休業明けで契約終了」と一方的に通知してきた。

育児休業は、非正規社員でも1年以上の勤務実績や休業明けに雇用継続が見込まれるなどの条件を満たせば、取得できる。「育児取得を理由にした不利益な取り扱いには禁じられている」と関口さん。B子さんは同センターや東京労働局に相談し、会社の契約終了の通知に対し「拒否」の姿勢をとり続けている。